



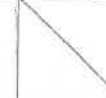





令和7年度屋外蒸気管補修工事

令和7年度屋外蒸気管補修工事							
図名	表紙		図番	1/6			
縮尺			年月日	令和7年8月8日			
業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画係長	施設管理係	管財係	ボイラー係長	設計者
							
陸上自衛隊別府駐屯地業務隊管理科							

仕 様 書

1 件 名 : 令和7年度屋外蒸気管補修工事

2 場 所 : 大分県別府市大字鶴見4548-143 陸上自衛隊別府駐屯地

3 概 要 (1) 屋外蒸気配管補修 (125A 127.1m、65A 3.5m、20A 4.9m) 計135.5m
 (2) ボールジョイント125A取替 4台
 (2) ローラー金物更新 43箇所

4 一般事項:

- (1) 本工事は本仕様書のほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」、「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)」及び「防衛省共通仕様書(燃料施設等機械工事編)、その他関係諸法規を遵守し、実施するものとする。
- (2) 本工事の写真は、作業前・作業後・主要な作業毎及び監督官の指示する箇所を撮影し、整理をして提出するものとする。尚、写真データについては、消失及び情報流出させないよう厳重に管理を行うこと。
- (3) 作業中、他の箇所に汚損又は破損を及ぼした場合は、速やかに監督官に報告するとともに、請負者の責任において原状復旧を行うこと。
- (5) 本仕様書に記載なき事項といえども施工上当然必要とされる事項については請負者の責任において実施すること。
- (6) 作業中の安全管理には十分留意し、事故等が発生しないよう万全を期すこと。万一事故等が発生した場合は請負者の責任において処置し、官側は一切の責任を負わないものとする。
- (7) 本仕様書及び作業に際し疑義を生じた場合は、監督官と協議した後実施すること。
- (8) 本作業は原則として電気・水は請負者が準備するものとする。やむおえず使用する場合は、監督官に事前に調整し、承認を受けた後、仮設メーター等設置し料金を負担すること。
- (9) 請負業者は、駐屯地内で工事を行う場合、駐屯地内への立ち入り及び行動は当該駐屯地の規則(出入門手続き・火気取扱・工事用通路等)及び駐屯地関係者の指示を遵守して行うものとし、工事箇所以外への立入りを禁止する。やむを得ず工事箇所外への立入りを必要とする場合は、監督官の承認を得るものとする。
- (10) 建設業法一部改正により、元請業者が下請業者と下請契約を締結して工事を実施する場合は、あらかじめ官側へ施工体制台帳を提出するとともに、主任技術者の保有する資格証明書の写しを提出するものとする。

4 特記事項:

(1) 共通

- ア 本工事の着手に際しては、請負業者による現状の確認、採寸を実施し、施工図(承認図)を作成し監督官の承認を得た後、実施するものとする。
- イ 請負業者は施工時期及び実施工程等を事前に監督官と調整を行い工程表を提出すること。
- ウ 本工事に使用する材料は全て新品とし、監督官の検査を受けるとともに材料搬入報告書・出荷証明書等を提出すること。
- エ 本工事に使用で発生した発生材については、金属屑のみ返納し、監督官の指定する場所へ集積し、発生材報告書を提出するものとする。また、金属屑以外の発生材については、請負業者の責任において適正に処分するものとする。その際産業廃棄物監視票のE票の写しを提出すること。尚、処分は工期限内に確実に終了させるものとする。
- オ 工事期間内に書類提出も含めた完成検査まで確実に終了させるものとする。
- カ 提出する書類は、以下のものとする。
 現場代理人等通知書(現場指揮・施工監理等を行う者を別に指定する場合)
 工程表
 打合せ簿(必要に応じ)
 材料搬入報告書、出荷証明書等
 発生材報告書、調書
 作業写真(材料、作業前、作業中、作業後、隠蔽部、その他必要箇所)
 産業廃棄物管理票(E票)の写し
 その他、監督官に指示されたもの

キ 環境省が提唱する大気汚染防止法の改正に基づき飛散防止に努め事前調査資料を都道府県等に報告するものとする。試料採取分析は実施済みであり、結果は以下のとおりとする。

・配管保温材・・・石綿なし(調査結果あり)

(2) 仮設、養生等

- ア 本工事に際し、足場を使用する場合は、各関係法令等に従い、適切な材料及び構造のものとし、適切な保守管理を行う。
- イ 既存部分、施工済部分等については、汚損しないように適切な養生を行うものとする。
- ウ 工事に際し、立ち入り禁止等制限を必要とする場合は、事前に監督官に調整をするとともに標示等の処置を実施すること。

(3) 配管工事

ア 材料

- (ア) 使用する配管材は、JIS G 3454 圧力配管用炭素鋼管(黒) sch40 とする。
- (イ) 蒸気用弁は、仕切弁とし、JIS規格適合品を使用する。
- (ウ) フランジ継手に使用するパッキンは、メタルパッキンとすること。
- (エ) ボールジョイントは、フランジ形とし、JIS規格適合品を使用する。
- (オ) 吊り金物、支持金物及び固定金物は、保温等を含む管の荷重に対して十分な強度を有する構造のものとする。

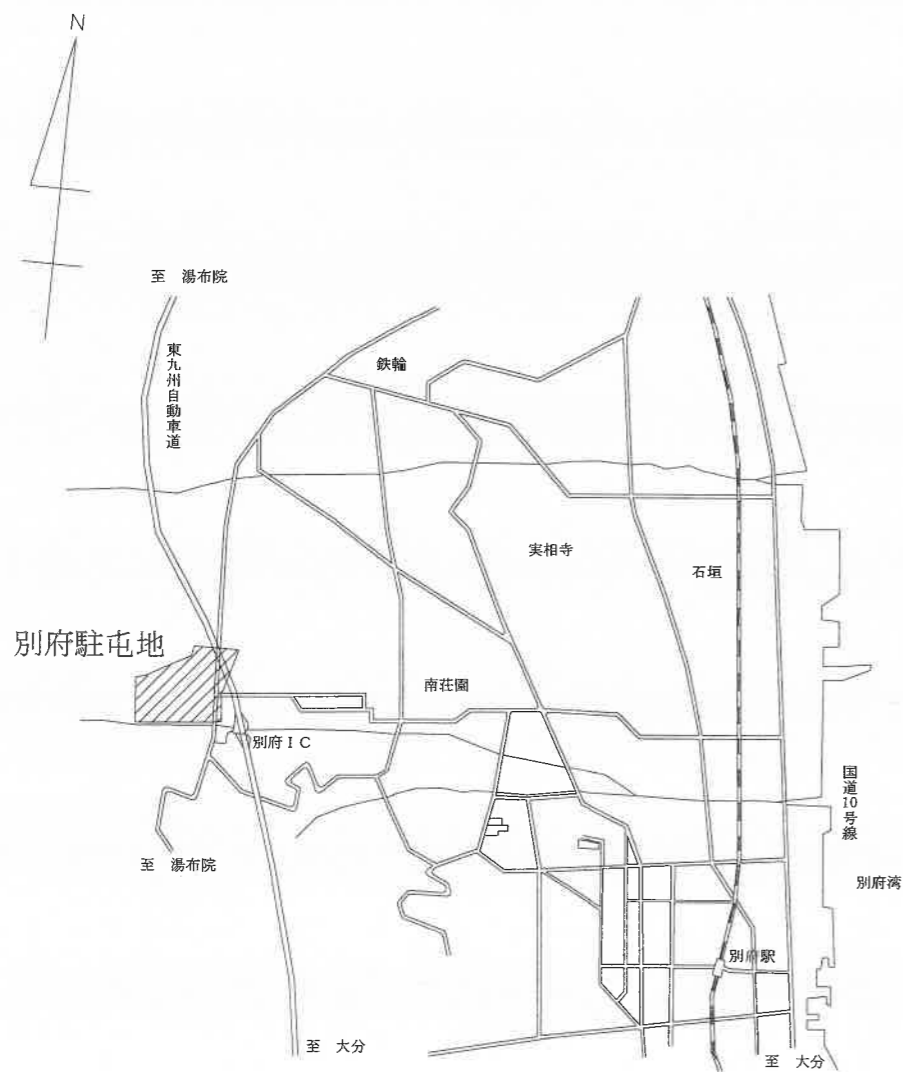
イ 施工

- (ア) 配管の施工には、温度変化による伸縮を考慮して行うこと。
- (イ) 配管の接合は、125A、65A配管は突合せ溶接による溶接接合とし、20A配管についてはねじ接合とする。
- (ウ) 溶接工にあたっては、必要な資格を有するものとし、資格を証明できる書類を監督官に提出すること。
- (エ) 配管接続の際、管及び機器類の取外しを容易にするため随所にフランジ継手を設けること。尚、既設配管と補修配管との端部及び弁類と接合する配管は必ずフランジ継手を設けること。
- (オ) 125A本管から、枝管20Aへ分岐する場合は、ドレンポケットを設け、ドレンがスムーズに流れるよう施工をすること。
- (カ) 4脚柱にある固定点は、撤去後新たに新設し配管を固定すること。
- (キ) 溶接完了後は、監督官立会いのもと、溶接部の非破壊検査(カラーチェック)を実施する。なお、不合格箇所については再溶接を行い、再度非破壊検査を実施する。
- (ク) 配管の防錆処置についてはすべて錆止め2回塗りとする。尚、耐熱塗料を使用し、耐熱温度は200℃以上のものとする。

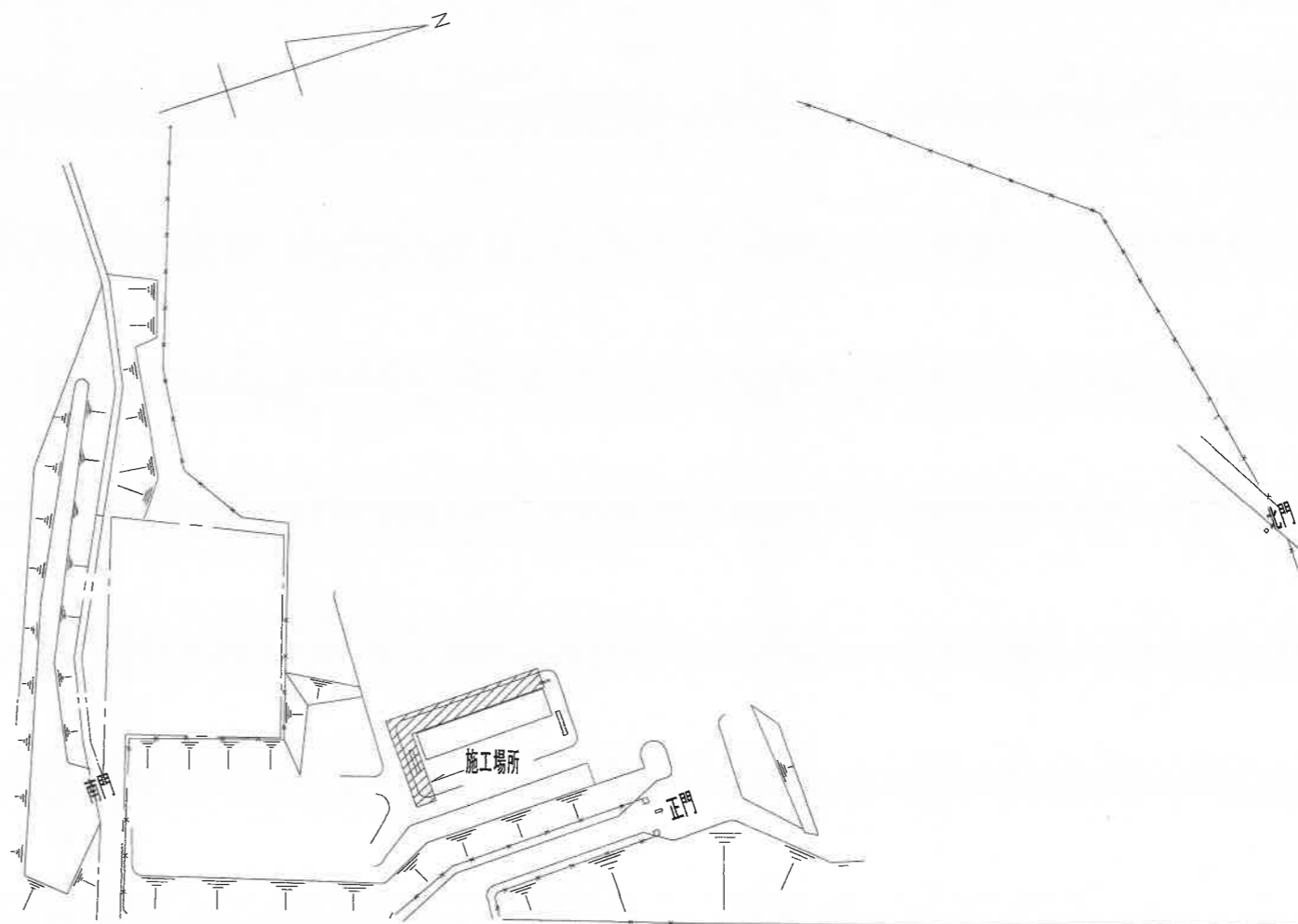
(4) 保温工事

- ア 蒸気管の保温材は、ロックウール保温材とし、JIS規格適合品を使用する。
- イ 保温施工については以下のとおりとする。
 1 保温筒 2 鉄線 3 ポリエチレンフィルム 4 ステンレス鋼板
- ウ 鉄線巻きは、原則1本につき2カ所以上、2巻き締めとする。
- エ 保温材の厚みは、125Aは50mm、65Aは40mm、20Aは20mmとする。
- オ ステンレス鋼板の継ぎ目には、シーリング材等によりシールを施すこと。
- カ フランジカバーの留め具は、パッチン錠にすること。

件 名	令和7年度屋外蒸気管補修工事		
図 名	仕 様 書	図 番	2/6
縮 尺	年 月 日	令和7年8月	8 日
陸上自衛隊別府駐屯地業務隊管理科			

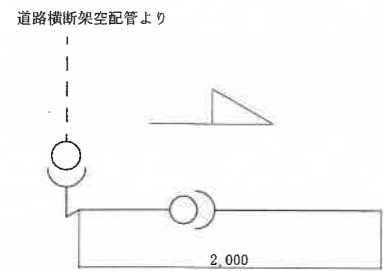


案内図 S=1/2500



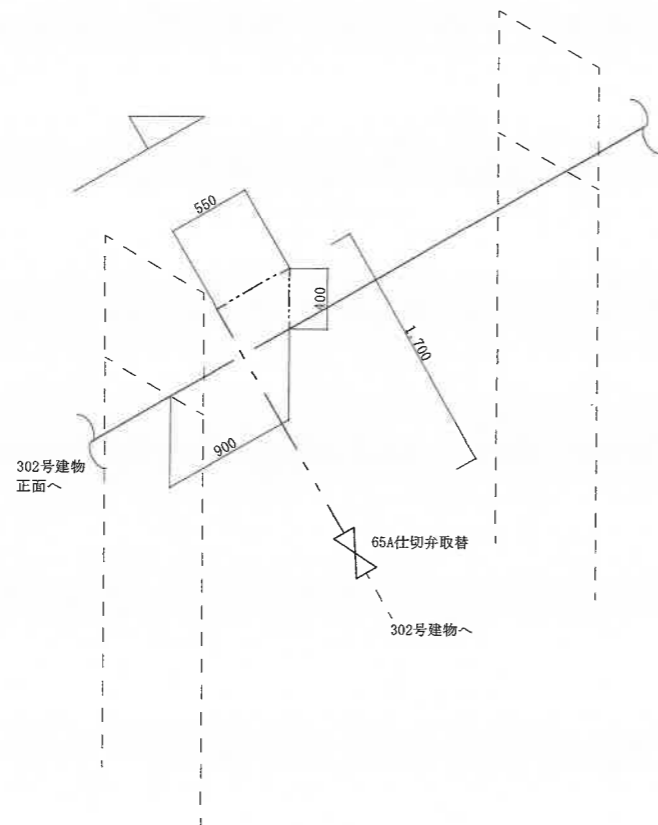
配置図 S=1/3500

件名	令和7年度屋外蒸気管補修工事		
図名	案内図・配置図	図番	3/6
縮尺		年月日	令和7年8月8日
陸上自衛隊別府駐屯地業務隊管理科			

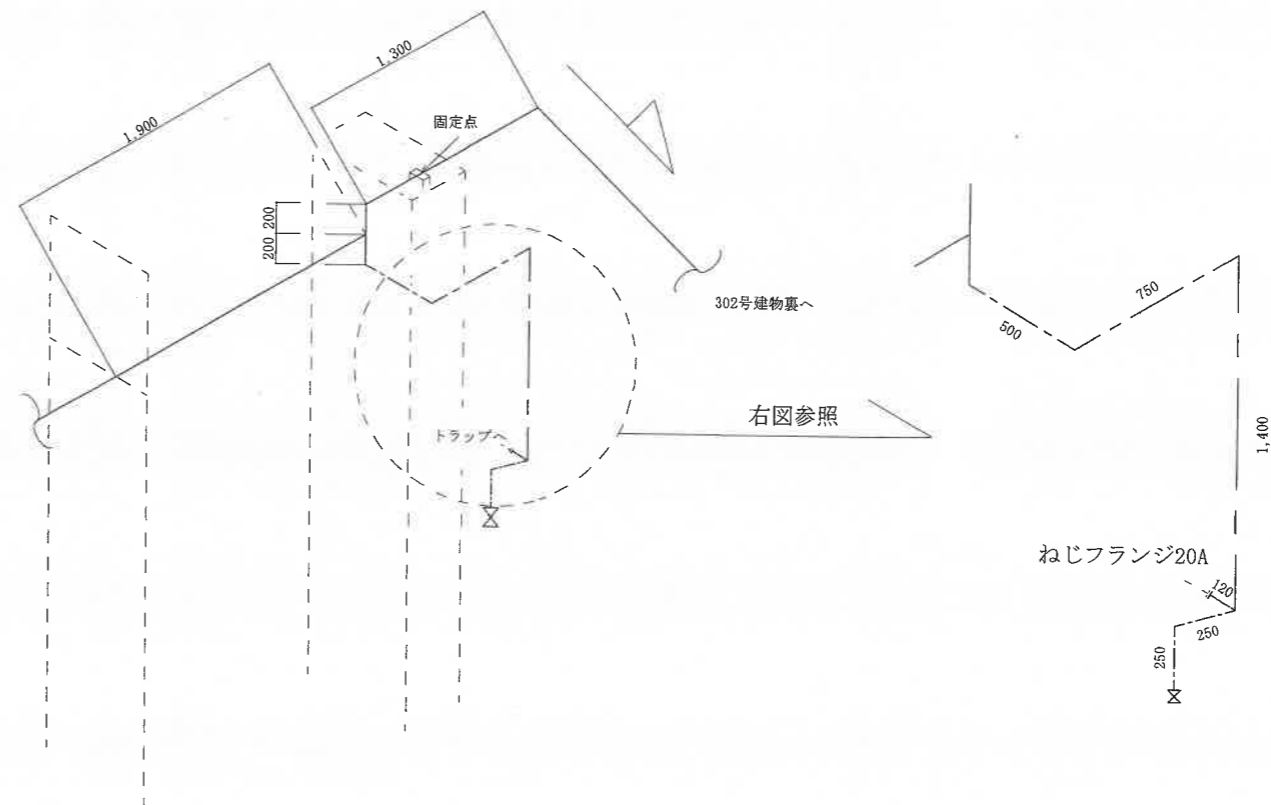


※ボールジョイント間は、
90° エルボ、45° エルボ等
で接続する。

始点詳細図 S=1/50

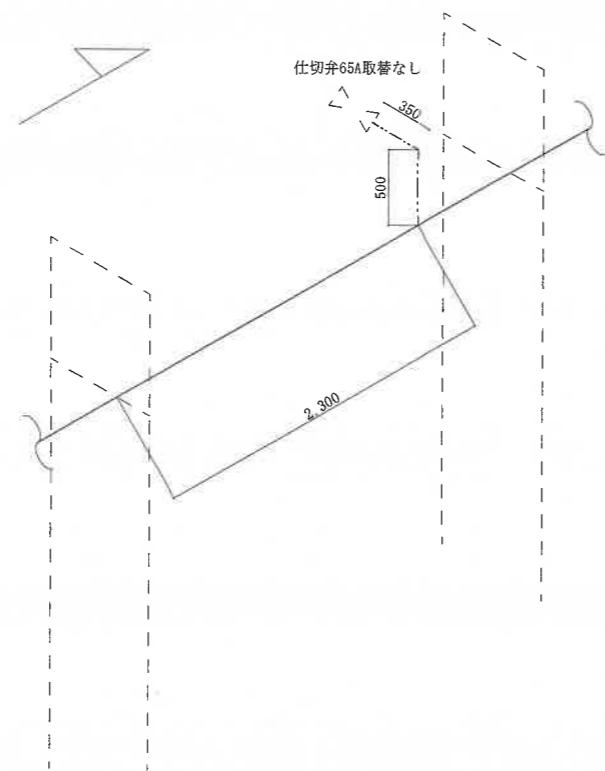


分岐A詳細図 S=1/50

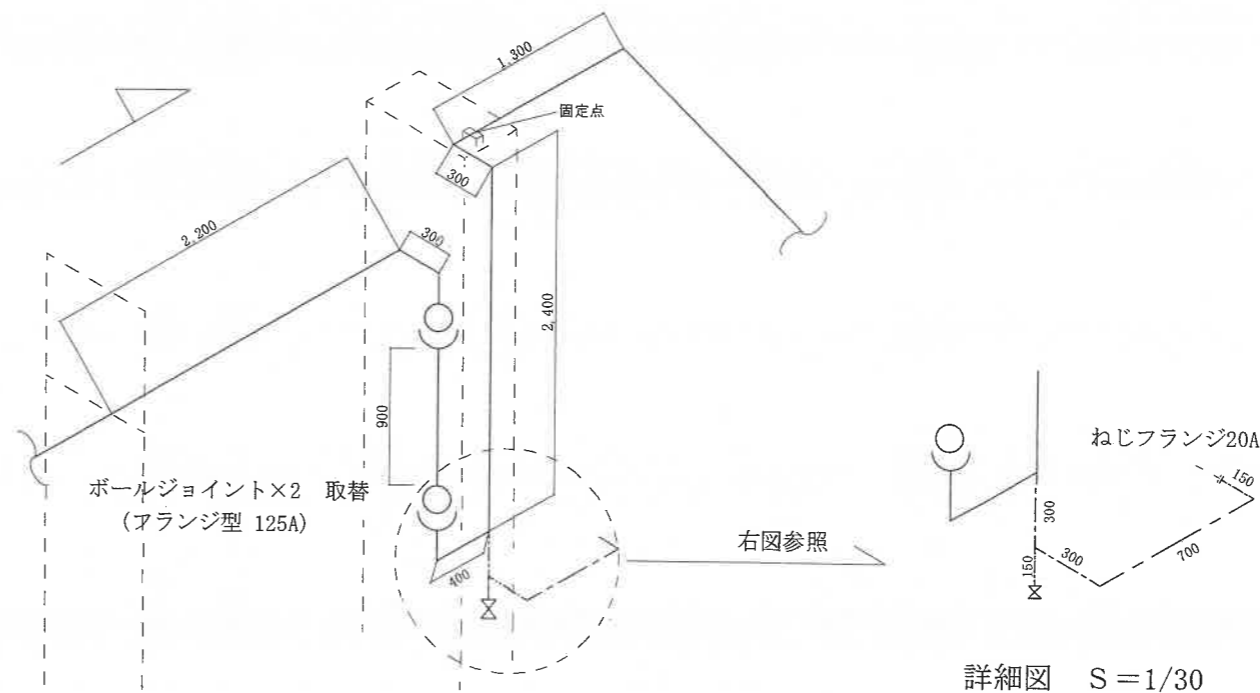


トラップ廻りA詳細図 S=1/50

詳細図 S=1/30



分岐B詳細図 S=1/50

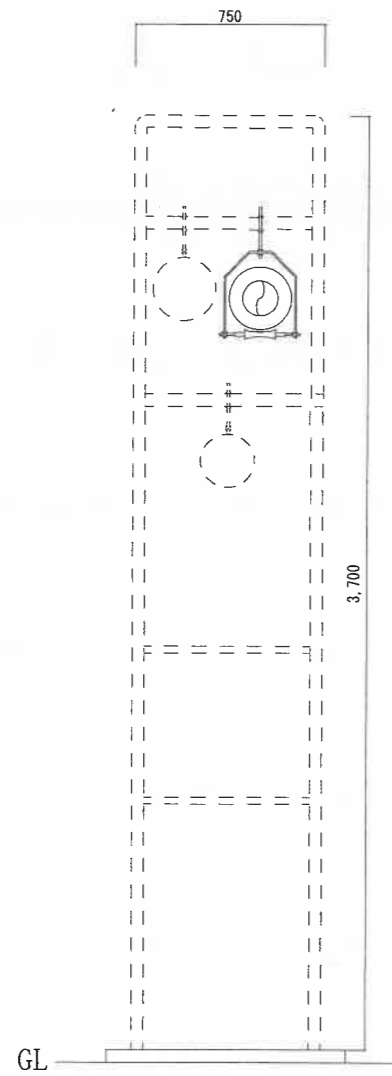


トラップ廻りB詳細図 S=1/50

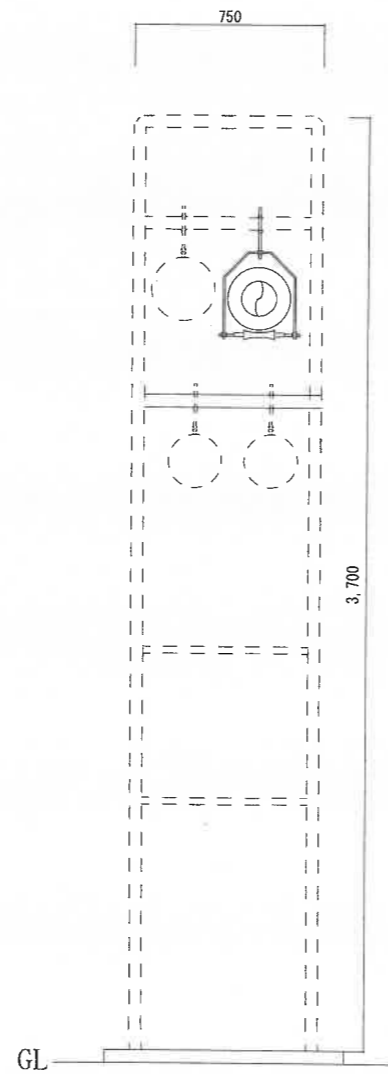
詳細図 S=1/30

- (凡例)
- : 125A
 - - - : 65A(二点破線)
 - : 20A(一点破線)

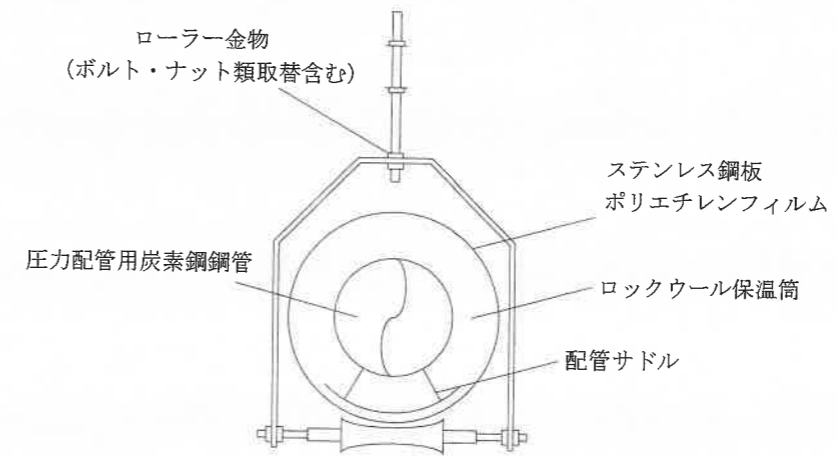
件名	令和7年度屋外蒸気管補修工事		
図名	各所詳細図1	図番	5/6
縮尺	図示	年月日	令和7年8月8日
陸上自衛隊別府駐屯地業務隊管理科			



二脚柱A詳細図 S=1/30



二脚柱B詳細図 S=1/30



125A配管断面詳細図

件名	令和7年度屋外蒸気管補修工事		
図名	各所詳細図2	図番	6/6
縮尺	図示	年月日	令和7年8月8日
陸上自衛隊別府駐屯地業務隊管理科			